



B C J - 審査証明-3

建設技術審査証明書（建築技術）

技術名称：既製コンクリート杭の機械的耐震杭頭接合技術「NCPアンカー工法」

標記技術の内容について依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に基づき証明するものである。
(開発の趣旨)

杭とフーチングとの接合部は、常時作用する軸方向力とともに、地震等の水平力が作用した場合に生じる曲げモーメントとせん断力を杭に伝達し、上部構造の健全な挙動を保証する耐震構造上重要な部位である。しかし、施工上の問題等から、実際に設計で採用される接合工法が経済性と力学的確実性の双方を具備したものとなっていないのが現状である。

NCPアンカー工法はこれらの問題を解決するために開発されたものであり、NCP工法研究委員会が1992年から実施してきた各種実験及び技術成果を基に、経済的で施工管理が容易な、耐震性の高い機械的杭頭接合技術の確立を目的とする。

(開発の目標)

- (1) 設計の要求に応じた杭頭接合部を施工できること。
- (2) 非螺旋部を成型したNCPカブラーを用いて機械的に接合することにより、固着力をトルク値で容易に管理できること。
- (3) 本工法の施工にあたっては、特殊な技能を必要とせず、また従来の中詰工法に伴う煩雑な工程を軽減できることにより、工期を短縮できること。
- (4) 杭中空部から除去するソイルセメント量を杭径に応じて従来の中詰工法の約7%～22%に低減できること。

一般財団法人日本建築センターの建設技術審査証明事業（建築技術）業務規程及び建設技術審査証明事業（建築技術）業務約款に基づき、依頼のあった既製コンクリート杭の機械的耐震杭頭接合技術「NCPアンカー工法」の技術内容について下記のとおり証明する。

2001年6月3日
 2006年6月3日(更新)
 2011年6月3日(更新)
 2016年6月3日(更新)
 2021年3月12日(更新)
 2021年6月1日(軽微な変更)



建設技術審査証明協議会会員
一般財団法人日本建築センター
 The Building Center of Japan

理事長 橋本公博



記

1. 審査証明結果

本技術について、前記の開発の趣旨及び開発の目標に照らして審査した結果は、以下のとおりである。

- (1) 設計の要求に応じた杭頭接合部を施工できるものと判断される。
- (2) 非螺旋部を成型したNCPカブラーを用いて機械的に接合することにより、固着力をトルク値で容易に管理できるものと判断される。
- (3) 本工法の施工にあたっては、特殊な技能を必要とせず、また従来の中詰工法に伴う煩雑な工程を軽減できることにより、工期を短縮できるものと判断される。
- (4) 杭中空部から除去するソイルセメント量を杭径に応じて従来の中詰工法の約7%～22%に低減できるものと判断される。

2. 審査証明の前提

本審査証明は、依頼者から提出された資料等には事実に反する記載がなく、依頼者の責任において適正に設計・施工・品質管理等が行われることを前提に、依頼者から提出された資料に基づいて行われたものである。

3. 審査証明の範囲

審査証明は、依頼者より提出された開発の趣旨及び開発の目標に対して、設定された確認方法により確認した範囲とする。なお、個々の工事等の実施過程及び実施結果の適切性は審査証明の範囲に含まれない。

このため、杭頭接合部の設計は、個別の建築物の設計に応じ、杭径、杭種、外力条件等を考慮のうえ、構造設計者の責任において設計されるものであることから、この審査証明が、その設計の妥当性を保証するものではないことに留意されたい。

4. 審査証明の詳細（別添）

この審査証明技術を個々の工事等へ適用する際は、別添内容に従うこと。

5. 審査証明の有効期限 2026年6月2日

6. 審査証明の依頼者

岡部株式会社

住所 東京都墨田区押上二丁目8番2号

株式会社 トライアムフ

住所 神奈川県逗子市山の根2-9-7-101